

## 【特別養護老人ホームぎおうの里利用料金】

令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

## ●自己負担が1割

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	日常生活継続支援加算 ※1	46			
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※2	35 (12+23)			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	46			
	栄養マネジメント加算 ※4	14			
① 1日あたりの単位数 (②、③を除く)	787	855	928	998	1,066
② 1月あたりの単位数 (①×31)	24,397	26,505	28,768	30,938	33,046
③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ (②×8.3%) ※5	2,025	2,200	2,388	2,568	2,743
④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (②×2.7%) ※5	659	716	777	835	892
⑤ 1月あたりの単位数合計 (②+③+④)	27,081	29,421	31,933	34,341	36,681
⑥ 1月あたりの総額 (⑤×10.14円)	274,601円	298,328円	323,800円	348,217円	371,945円
⑦ 1月あたりで介護保険から給付される金額 (⑥の9割)	247,140円	268,495円	291,420円	313,395円	334,750円
⑧ 1月あたりの自己負担額 (⑥-⑦)	27,461円	29,833円	32,380円	34,822円	37,195円
⑨ 1月あたりの食費 (第4段階) ※6	48,050円 (1,550円/日)				
⑩ 1月あたりの居住費 (第4段階) ※7	86,800円 (2,800円/日)				
1月あたりの費用の合計 (⑧+⑨+⑩)	162,311円	164,683円	167,230円	169,672円	172,045円

※1 一定の条件の下、重度の要介護状態や認知症の方に入所していただくとともに、介護福祉士を手厚く配置することにより、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算

※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを実施していることによる加算

※5 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※6 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます

※7 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費(2,800円)をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		31 円/日	入所した日から30日間。入院後の再入所の場合も同様。
外泊時加算		250 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		29 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	406 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	102 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
療養食加算		6 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
看取り介護加算	死亡日当日	1,298 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	690 円/日	
	死亡日4日～30日	146 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		122 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理体制加算		31 円/月	歯科医師又は歯科衛生士により介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合
口腔衛生管理加算		92 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		203 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	467 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	406 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	507 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
		老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,800円	1,550円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、  
**配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。**

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【特別養護老人ホームぎおうの里利用料金】

令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

## ●自己負担が2割（一定以上の所得のある方）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	日常生活継続支援加算 ※1	46			
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※2	35（12+23）			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	46			
	栄養マネジメント加算 ※4	14			
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	787	855	928	998	1,066
② 1月あたりの単位数（①×31）	24,397	26,505	28,768	30,938	33,046
③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※5	2,025	2,200	2,388	2,568	2,743
④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※5	659	716	777	835	892
⑤ 1月あたりの単位数合計（②+③+④）	27,081	29,421	31,933	34,341	36,681
⑥ 1月あたりの総額（⑤×10.14円）	274,601円	298,328円	323,800円	348,217円	371,945円
⑦ 1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の8割）	219,680円	238,662円	259,040円	278,573円	297,556円
⑧ 1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	54,921円	59,666円	64,760円	69,644円	74,389円
⑨ 1月あたりの食費（第4段階） ※6	48,050円（1,550円/日）				
⑩ 1月あたりの居住費（第4段階） ※7	86,800円（2,800円/日）				
1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）	189,771円	194,516円	199,610円	204,494円	209,239円

※1 一定の条件の下、重度の要介護状態や認知症の方に入所していただくとともに、介護福祉士を手厚く配置することにより、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算

※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを実施していることによる加算

※5 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※6 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます

※7 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,800円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		61 円/日	入所した日から30日間。入院後の再入所の場合も同様。
外泊時加算		499 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		57 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	812 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	203 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
療養食加算		12 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
看取り介護加算	死亡日当日	2,596 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	1,379 円/日	
	死亡日4日～30日	292 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		244 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理体制加算		61 円/月	歯科医師又は歯科衛生士により介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合
口腔衛生管理加算		183 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		406 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	933 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	933 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	812 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	1,014 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）

(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
		老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,800円	1,550円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、  
**配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。**

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。

## 【特別養護老人ホームぎおうの里利用料金】

令和 元 年 10 月 1 日現在

※ 端数処理のため若干の誤差が生じる場合があります。

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（1ヶ月あたりについては31日の月の概算）

## ●自己負担が3割（現役並みの所得のある方）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護度単位	646	714	787	857	925
加算	日常生活継続支援加算 ※1	46			
	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ ※2	35（12+23）			
	夜勤職員配置加算Ⅱ ※3	46			
	栄養マネジメント加算 ※4	14			
① 1日あたりの単位数（②、③を除く）	787	855	928	998	1,066
② 1月あたりの単位数（①×31）	24,397	26,505	28,768	30,938	33,046
③ 介護職員処遇改善加算Ⅰ（②×8.3%） ※5	2,025	2,200	2,388	2,568	2,743
④ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（②×2.7%） ※5	659	716	777	835	892
⑤ 1月あたりの単位数合計（②+③+④）	27,081	29,421	31,933	34,341	36,681
⑥ 1月あたりの総額（⑤×10.14円）	274,601円	298,328円	323,800円	348,217円	371,945円
⑦ 1月あたりで介護保険から給付される金額（⑥の7割）	192,220円	208,829円	226,660円	243,751円	260,361円
⑧ 1月あたりの自己負担額（⑥-⑦）	82,381円	89,499円	97,140円	104,466円	111,584円
⑨ 1月あたりの食費（第4段階） ※6	48,050円（1,550円/日）				
⑩ 1月あたりの居住費（第4段階） ※7	86,800円（2,800円/日）				
1月あたりの費用の合計（⑧+⑨+⑩）	217,231円	224,349円	231,990円	239,316円	246,434円

※1 一定の条件の下、重度の要介護状態や認知症の方に入所していただくとともに、介護福祉士を手厚く配置することにより、入所者の日常生活を継続支援していることによる加算

※2 常勤の看護師を配置し、また看護職員を手厚く配置していること等による加算

※3 夜勤を行う職員を手厚く配置していることによる加算

※4 管理栄養士を配置し、栄養マネジメントを実施していることによる加算

※5 介護職員等の処遇改善に取り組む事業所に対する加算

※6 食費は外出等で欠食される場合でも、1日単位で計算されます

※7 外泊や入院をされた場合、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方であっても、上記居住費（2,800円）をお支払いいただきます。

※ 当施設利用料概算は上記の通りですが、下記に該当する場合は、その金額が加算されます

初期加算		92 円/日	入所した日から30日間。入院後の再入所の場合も同様。
外泊時加算		749 円/日	入院または外泊された場合（月6日間限度）
経口移行加算		85 円/日	経管栄養の方に対し、経口移行計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士による栄養管理及び看護職員が支援を行った場合
経口維持加算	I	1,217 円/月	摂食機能障害のある方に対し、経口維持計画及び医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合
	II	305 円/月	上記Iを算定している場合であって、継続的な食事摂取を支援する会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士等が参加している場合
療養食加算		18 円/回	主治の医師により発行された食事せんに基づき、疾病治療のための特別の食事を提供した場合
看取り介護加算	死亡日当日	3,894 円/日	医師の判断の下、終末期である利用者の看取り介護を行った場合
	死亡日前日、前々日	2,069 円/日	
	死亡日4日～30日	438 円/日	
若年性認知症入所者受入加算		365 円/日	若年性認知症利用者に対してサービスを提供した場合
口腔衛生管理体制加算		92 円/月	歯科医師又は歯科衛生士により介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導が行われている場合
口腔衛生管理加算		274 円/月	歯科衛生士により口腔ケアを月2回以上行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算		609 円/日	行動・心理症状のある認知症利用者を緊急に受け入れた場合（7日を限度）
退所時等 相談援助加算	退所前訪問相談援助加算	1,400 円/回	入所者の退所前に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（入所中1～2回を限度）
	退所後訪問相談援助加算	1,400 円/回	入所者の退所後に、入所者およびその家族等に対して相談援助を行った場合（退所後1回を限度）
	退所時相談援助加算	1,217 円/回	入所者およびその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村等に必要な情報を提供した場合（入所者1人につき1回を限度）
	退所前連携加算	1,521 円/回	居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（入所者1人につき1回を限度）



(2) 居住費・食費と段階別自己負担上限額（1日あたり）

利用者負担段階	所得区分		居住費	食費
第1段階	生活保護受給者		820円	300円
		老齢福祉年金受給者		
第2段階	住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	820円	390円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円
第4段階	上記以外の方		2,800円	1,550円

※ 住民税非課税世帯の方については上記のとおり軽減が受けられますが、  
**配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金額が一定の基準を超える場合は対象外になります。**

(3) 保険給付外サービス利用料金

		利用者負担金	備 考
日常生活等に要する費用	サービス提供記録の複写物の交付	1枚 10円	
	貴重品管理	1ヶ月あたり 1,000円	
	理髪・美容	実費	近隣の理髪店、美容院または移動散髪店をご利用していただいております。
	クリーニング代	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	クラブ活動等の材料費	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	外出行事等の費用	実費	ご利用者の希望により特別に行う場合
	インフルエンザ等の予防接種料等	実費	
	施設内喫茶の費用	実費	
	利用者の希望や必要に応じて提供する嗜好品、その他の費用	実費	

(注1) 介護給付費体系の変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

(注2) 日常生活等に要する費用について、経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容をご説明します。